

平成28年4月1日

独立行政法人自動車事故対策機構【NASVA】  
名古屋主管支所 石川、松永  
電話 052-571-1537

## 自動車事故対策機構名古屋主管支所の事務所移転について

自動車事故対策機構名古屋主管支所は、名古屋市中村区名駅3丁目から中区錦1丁目に移転し、平成28年5月2日（月）より下記の新事務所にて業務を開始いたします。

当主管支所は、昭和50年5月、現在地に事務所を開設して以来、今日まで同所におきまして業務を実施してまいりましたが、近年、入居ビルの老朽化による不都合が生じていること等を考慮し、この度事務所を移転することとなりました。

新事務所は、耐震性能に優れ、身障者対応エレベーター、トイレなどを備え、加えて診断機器の更新、待合室等受診環境の改善を図り、お客様に快適かつ安心してご利用いただける環境を整えました。

また、自動車事故被害者の介護料受給者や友の会会員による創作作品等を展示するナスバギャラリーも設置しますので、是非ご覧ください。

### 【移転先】

住 所：愛知県名古屋市中区錦1丁目18-22 名古屋ATビル8階  
（地下鉄伏見駅8番出口より徒歩4分）

電 話：052-218-3017

FAX：052-218-3018

-別添付近略図参照-

### 【参考】

自動車事故対策機構は、独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）により設立された独立行政法人であり、自動車の運行の安全の確保及び自動車事故被害者への支援に関する業務を行う全国組織です。

当主管支所が行っている業務は、次のとおりです。

1. 自動車事故の発生防止
  - 運行管理者等の指導講習・安全マネジメント
  - 運転者の運転適性診断
  - 自動車アセスメントの広報
2. 自動車事故による被害者の保護
  - 交通遺児等への育成資金の無利子貸付
  - 交通遺児等家庭相談、友の会の運営
  - 介護料の支給

（ホームページ <http://www.nasva.go.jp>）

【付近略図】

